

令和2年8月7日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和2年8月7日（金）午後2時 田辺市教育研究所 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者18名

1番 山崎 清弘 2番 鈴木 明 4番 中嶋 正行 5番 福嶋 隆
6番 更井 寛司 7番 廣田 純一郎 8番 瀧本 和明
9番 田中 壽一 10番 青木 登 11番 日下 崇 12番 玉置 伸
13番 上森 力 14番 山本 敏夫 15番 高田 幸安 16番 川井 洋之
17番 長嶺 博司 18番 松本 平男 19番 峯園 五郎

欠席者 3番 棒引 昭治

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 山田富次 企画員 片井恵子

会議録署名委員 4番 中嶋 正行 7番 廣田 純一郎

議 長 皆さんこんにちは。長い梅雨も明けましたが、この暑さで体が驚いているところですよ。改選後、初めての定例委員会で新しい委員さんも何名かおられます。定例会の前に県の方よりお話があるとのこと、お話していただきます。

県農地活用班 本日、貴重な時間をとって頂きありがとうございます。ブロック別の農業委員・推進委員の研修会が中止となったこともあり、説明をさせていただきます。今までの国の経過、目的（令和5年までに農地の8割を担い手に集約する）。令和1年から人・農地プランの実質化、①アンケート実施、②現況把握、③中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成。実質化が進まない場合、連携している国庫補助事業の活用が難しくなる。関連事業（次世代人材投資事業、強い農業づくり・担い手総合支援交付金、スーパーL資金）。農業委員・農地利用最適化推進委員には、農地中間管理事業法に農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用の意向その他の農地の効率的な利用に資する情報の提供、農業者その他の当該区域の関係者による協議への出席その他当該協議の円滑な実施のために必要な協議を行うものとあります。県からのお願い項目として、遊休農地リフォーム化事業の情報提供・活用推進、状況に応じての土地改良事業、更なる農地中間管理事業の活用推進をお願いします。

議 長 有難うございます。只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。遊休農地リフォーム化事業は、県の農業公社が事業主になりますか。

井 上 主 任 その通りです。

議 長 他にございませんか。無いようでございます。井上さん、有難うございました。それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告について、事務局からの説明をお願いします。

農振課 稲垣 それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、667㎡、他1筆、合計1,350㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和2年7月10日です。以上、1件報告いたします。

議 長 それでは、合意解約についてご意見ご質問ございませんか。
(なしの声)

議 長 ないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定、及び利用権の変更について、事務局から説明をお願いします。

農振課 稲垣 田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、670㎡、他2筆、合計1,946㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和2年9月1日から令和3年8月31日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、906㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和2年9月1日から令和12年8月31日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,787㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間20,000円・口座払い、期間は令和2年8月31日から令和12年8月31日の更新です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,256㎡、他1筆、合計1,724㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和2年9月1日から令和5年8月31日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,074㎡、他4筆、合計8,810㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅・みかん、年間85,000円・口座払い、期間は令和2年9月1日から令和32年8月31日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,413㎡、他1筆、合計2,567㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間10,000円・持参払い、期間は令和2年9月1日から令和7年8月31日の更新です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、390㎡、他3筆、合計1,902㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のそば、期間は令和2年9月1日から令和22年8月31日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,056㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のそば、期間は令和2年9月1日から令和22年8月31日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、685㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のそば、期間は令和2年9月1日から令和22年8月31日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、722㎡、他1筆、合計1,684㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のそば、期間は令和2年9月1日から令和22年8月31日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、793㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のそば、期間は令和2年9月1日から令和22年8月31日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,515㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のそば、期間は令和2年9月1日から令和12年8月31日の新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、696㎡、他2筆、合計1,202㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の

そば、期間は令和2年9月1日から令和22年8月31日の新規です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、594㎡、他1筆、合計965㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のそば、期間は令和2年9月1日から令和22年8月31日の新規です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、116㎡、他7筆、合計7,788㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和2年9月1日から令和8年8月31日の新規です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、893㎡、他1筆、合計1,635㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和2年9月1日から令和12年8月31日の新規です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、161㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和2年9月1日から令和12年8月31日の新規です。18番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、89㎡、他2筆、合計745㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和2年9月1日から令和12年8月31日の新規です。19番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、505㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和2年9月1日から令和12年8月31日の新規です。20番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、941㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和2年9月1日から令和12年8月31日の新規です。21番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、674㎡、他2筆、合計4,110㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和2年9月1日から令和12年8月31日の新規です。22番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、387㎡、他3筆、合計1,373㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和2年9月1日から令和7年8月31日の新規です。23番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、937㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和2年9月1日から令和12年8月31日の新規です。24番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,348㎡、他1筆、合計3,012㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和2年9月1日から令和12年8月31日の新規です。25番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、558㎡、他6筆、合計2,104.09㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和2年9月1日から令和12年8月31日の新規です。26番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、319㎡、他3筆、合計2,572㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和2年9月1日から令和8年8月31日の新規です。27番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,530㎡、他4筆、合計3,431㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和2年9月1日から令和7年8月31日の新規です。合計27件、71筆、55,919.09㎡、貸し手21名、借り手9名です。引き続きまして利用権の変更について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、

1, 064㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のそば、期間は平成29年9月1日から平成34年8月31日の更新でしたが、現況地目は田、終期を平成34年8月31日から令和22年8月31日に変更しています。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、641㎡、他1筆、合計1,493㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のそば、期間は平成29年9月1日から平成34年8月31日の更新でしたが、現況地目は田、終期を平成34年8月31日から令和22年8月31日に変更しています。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、561㎡、他2筆、合計1,789㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、期間は平成29年9月1日から平成34年8月31日の更新でしたが、現況地目は田、終期を平成34年8月31日から令和22年8月31日に変更しています。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、100㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のそば、期間は平成30年9月1日から平成40年8月31日の更新でしたが、現況地目は田、終期を平成40年8月31日から令和22年8月31日に変更しています。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,025㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のそば、期間は平成31年9月1日から平成36年5月31日の更新でしたが、終期を平成36年5月31日から令和22年8月31日に変更しています。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、486㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のそば、期間は平成29年9月1日から平成34年8月31日の更新、7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,073㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のそば、期間は平成29年9月1日から平成34年8月31日の更新でしたが、7番の貸し手が〇〇〇、〇〇〇〇、現況地目が田と変更のため、6番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、486㎡、他1筆、合計1,559㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のそば、期間は平成29年9月1日から令和22年8月31日の更新。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、714㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のそば、期間は令和2年9月1日から令和22年8月31日の新規の追加です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,817㎡、他1筆、合計1,956㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のそば、期間は平成30年9月1日から平成40年8月31日の更新でしたが、終期を平成40年8月31日から令和22年8月31日に変更し、8番に〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,690㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のそば、期間は令和2年9月1日から令和22年8月31日で新規の追加です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、543㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成30年9月1日から平成40年8月31日の更新でしたが、終期を平成40年8月31日から令和22年8月31日に変更し、9番に〇〇〇字〇〇〇〇、畑、127㎡、他2筆、合計916㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇

〇〇、使用貸借の野菜、期間は令和2年9月1日から令和22年8月31日
 日で新規の追加です。以上、利用権の設定27件、及び利用権の変更9件
 のご審議をよろしくお願いたします。

議 長 続きまして、利用権の設定、及び変更について逐条審議をお願いします。
 1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新ですので異議ございません。
 議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番3番更新で異議ございません。
 議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4番5番異議ございません。
 議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
 議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。7番から14番異議ございません。
 議 長 はい、15番。〇〇の案件で異議ございません。16番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。16番から21番異議ございません。
 議 長 はい、22番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
 議 長 はい、23番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。23番異議ございません。
 議 長 はい、24番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。24番25番異議ございません。
 議 長 はい、26番。〇〇の案件で異議ございません。27番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。27番異議ございません。
 議 長 利用権の変更について、1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番から3番異議ございません。
 議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4番から9番異議ございません。
 議 長 はい、以上36件、異議なしとのことでございます。そのように取り計ら
 ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。
 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法に係る議
 案は終了しました。稲垣君、有難うございました。それでは定例委員会に
 移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、3番の棒引委員さんより欠
 席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、4番中嶋委員さん、
 7番廣田委員さんよろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1
 号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第5条申請について、議
 案第3号農地の形状変更願について、報告第1号農地等売渡あっせん成立
 について、報告第2号農地法施行規制第29条第1項第1号による届出に
 ついて、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申
 請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

片井 企画員 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていた

だきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は384㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は323㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,829㎡、他2筆、合計8,365㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,544㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は12,013㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は704㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、(持分3分の1)、〇〇〇、〇〇〇〇、(持分3分の1)、〇〇〇、〇〇〇〇、(持分3分の1)、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は347㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,027㎡、他12筆、合計6,397㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は104㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は232㎡、他1筆、合計867㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上10件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議	長	はい、ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。1番からお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1番2番3番異議ございません。
議	長	はい、4番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。4番更新で異議ございません。
議	長	はい、5番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。5番異議ございません。
議	長	はい、6番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、7番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。7番異議ございません。
議	長	はい、8番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。8番9番異議ございません。
議	長	はい、10番。

○○番 委員 議 長	○○番○○です。異議ございません。 はい、議案第1号農地法第3条申請10件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員 全員 議 長	異議なし。 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。
山田 係長	5ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に田、面積は152㎡、他16筆、合計2,330.18㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、使用目的及び規模は駐車場、2,330.18㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和2年6月8日に除外となっています。隣接同意は不要、水利同意はございます。この土地は中山間地域の道路と住宅地に囲まれた小集落の農地でありますので、第2種農地です。2番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に畑、面積は889㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、使用目的及び規模は資材置場、889㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は平成7年10月4日に除外となっています。隣接同意は不要、水利同意はございます。この土地は中山間地域の道路と住宅地に囲まれた小集落の農地でありますので、第2種農地です。3番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は1,644㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、使用目的及び規模は資材置場1,644㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和2年6月8日に除外となっています。隣接同意はございますが一部ございません。水利同意はございます。この土地は中山間地域の道路と住宅地に囲まれた小集落の農地でありますので、第2種農地です。4番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿が畑、現況共に休耕畑、面積は119㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、使用目的及び規模は庭園119㎡、着工日、工事期間は許可日より2ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は都市計画用途地域内（第1種中高層住居専用地域）にありますので、第3種農地です。5番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は551㎡、他1筆、合計1,204㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、使用目的及び規模は露天駐車場（16台）1,204㎡、着工日、工事期間は許可日より2ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意はございますが一部ございません。水利同意はございます。この土地は都市計画用途地域内（第1種居住地域）にありますので、第3種農地です。6番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,418㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、使用目的及び規模は分譲住宅6棟380.76㎡、道路・駐車場等1037.24㎡、合計1,418.00㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内

外は令和2年6月8日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している区域でありますので、第2種農地です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は926㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅3棟139.11㎡、道路・駐車場等786.89㎡、合計926㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は昭和61年5月1日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周辺に住宅が連たんして立地している区域でありますので、第2種農地です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は330㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟80.11㎡、駐車場・その他249.89㎡、合計330㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和2年6月8日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は中山間地域の道路と住宅地に囲まれた小集落の農地でありますので、第2種農地です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は1,252㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,252㎡、49.5kW、パネル315枚、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は当初抜となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は周囲を道路と山林に囲まれた農地で、第2種農地です。以上9件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。8月5日に〇〇〇〇を出発しまして、5条案件の9件、形状変更2件の現地調査に行ってきました。1番より説明いたします。1番の場所は〇〇〇〇より北東へ約1km、現況は田。隣接状況は東側・南側は市道、西側・北側は河川です。転用・選定理由、譲渡人は、高齢で営農の縮小を考えていたところ、譲受人がトラックの駐車場を一箇所にまとめられる適地を探しており駐車場として転用するものです。転用内容は露天駐車場、盛土26～99cm、排水等につきまして、雨水は新設水路を経由し、公共水路に放流。〇〇〇〇町内会長の同意もあります。また、周囲農地への影響もないと思われますので許可相当と思います。2番、場所は〇〇〇〇より北東へ約2km、現況は畑。隣接状況は東・南側が山林、西側が市道、北側は河川・山林です。転用理由、譲受人は資材置場をかりていますが、返さなければならなくなり、売却を考えていた譲渡人と話がまとまり転用するものです。転用内容は建設資材・工事用車両置場。排水等、雨水は自然浸透、余水は新設水路を経由し西側市道側溝へ放流します。〇〇〇〇町内会長の同意もあり、隣接地への影響もないものと考えられるため、許可相当と判断します。3番の場所は〇〇〇〇より北東へ約350

m、現況は休耕畑。隣接状況は東・南側が山林、西側は畑、北側が畑・山林で隣接同意はあります。転用理由につきまして、譲渡人は農業経営が困難となっていたところ、譲受人からの依頼もあって、資材置場用地として転用するものです。転用内容は鉄骨・石材等の資材置場。雨水は自然浸透です。〇〇〇〇水利組合の同意もあります。隣接地への影響もないと思われるため、許可相当と思われます。4番、申請場所は〇〇〇〇より北東へ約100m、現況は休耕畑。隣接状況は東側が畑、南・西側は畑・里道、北側は宅地で隣接同意はあります。転用理由について、申請地は相続人不在で管理する者がいないため、苦情が町内会に寄せられていた。町内会役員である譲受人が買取り、〇〇〇〇保育園の世話役も務めており保育園の庭園として転用するものです。排水等、雨水は自然浸透とします。地元水利係の同意もあります。周辺への影響もないと判断されるため、許可相当と思います。5番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約200m、現況は休耕畑。隣接状況は東・南・西側が畑・宅地、北側は畑・雑種地です。隣接の畑の本人・親族の誰にも連絡がつかないため同意はもらえていません。転用理由につきまして、申請地は相続人不在で管理する者がいないため、苦情が町内会に寄せられていた。町内会役員である譲受人が買取り、運営する共同住宅の駐車場として、転用するものです。転用内容は露天駐車場16台分。排水等、雨水は自然浸透とします。地元水利係の同意もあります。周辺への影響もないと判断されるため、許可相当と思います。一部すでに雑草防止のためバラスを敷いていることより始末書の添付がありました。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。6番からは私の方より説明させていただきます。6番の〇〇〇〇の〇〇〇〇の案件ですが、申請場所は〇〇〇〇より北へ約100m、現況は休耕田となっていました。隣接状況につきまして、東・西側は田で同意あります。南側は次の案件の分譲住宅予定地です。北側が市道。水利組合の同意もごございます。転用理由、相続により取得しましたが、農業経営をしておらず、有効利用を考えて、分譲住宅用地として転用します。盛土80cm、分譲住宅6棟を建設予定です。排水については、合併処理後、新設の側溝を経由して雨水とともに北側の既設側溝へ排水します。周辺への影響もないと思われるので、許可相当と考えます。7番、6番に隣接する農地で、現況は畑です。隣接状況は東側が宅地、西側は田で同意あります。南側が宅地・市道、北側は分譲住宅予定地となっています。水利組合の同意もごございます。転用理由、相続により取得しましたが、農業経営をしておらず、有効利用を考えて、分譲住宅用地として転用します。盛土20から63cm、分譲住宅3棟を建設予定です。排水については、合併処理後、新設の側溝を経由して雨水とともに北側の既設側溝へ排水します。周辺への影響もないと思われるので、許可相当と考えます。8番、申請場所は〇〇〇〇より東へ約200m、現況は梅畑です。隣接は東側が道路・住宅、西側は畑で同意あります。南側・北側は貸人の所有地です。水利組合の同意もごございます。借り人は、〇〇で就職していますが、田辺で就職するため、親の土地を借りて住宅用地とするために転用するものです。盛り土は20～80cm、合併処理後、雨水とともに東側道路側溝へ

排水します。9番、〇〇〇〇の案件で、申請場所は〇〇〇〇より南西へ3.8km、現状は休耕畑。東側は田で同意ございます。西側は畑で譲渡人の所有地です。南側が市道、北側は雑種地で平成30年2月に太陽光発電施設の設置がありました。譲渡人は、相続により所得しましたが、農業経営をしておらず、譲受人からの依頼もあり太陽光発電施設用地として転用するものです。太陽光発電施設はパネル315枚設置、49.5kwの発電設備です。切土盛土なし。雨水については自然浸透ということです。この申請につきましても、隣接に太陽光発電施設もありますし、周囲に及ぼす影響もないものと思いますので許可相当と考えます。以上です。

議 長 はい、有難うございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの説明の通りで異議ございません。
議 長 はい、2番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長 はい、3番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長 はい、4番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4番5番異議ございません。
議 長 はい、6番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。6番7番異議ございません。
議 長 はい、8番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長 はい、9番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長 はい、議案第2号農地法第5条申請9件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員 全員 異議なし。
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地の形状変更願について、事務局からの説明をお願いします。
山田 係長 9ページをお願いします。議案第3号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,126㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より12か月以内、隣接同意はございます、水利同意は不要です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿・現況共に畑、面積は750㎡、他1筆、合計937㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より12か月以内、隣接同意、水利同意はございます。以上2件、ご審議の程よろしくをお願いします。
議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。農地の形状変更願の1番、申請場所は〇〇〇〇の〇〇〇〇から少し入ったところで、現況は休耕田、隣接状況は東側が市道、西側・南側は畑で同意あります。北側は市道。水利組合の同意は不要となってい

ます。形状変更については、田から梅畑にするものです。盛土は1 m。雨水は自然浸透となっています。2番目の〇〇〇〇の案件について、申請場所は〇〇〇〇より東へ約200 m、現況はほとんど切られていましたが梅畑でした。隣接状況は東側が田で同意あります。西側は畑で同意あります。南側が申請者の畑です。北側は田・畑で同意あります。水利組合につきましても同意ございます。理由としまして、湿田となっているため、70 cm盛土して梅畑にするものです。雨水は自然浸透となっています。この形状変更については周囲に与える影響はほとんどないと思いますので、許可相当と思います。以上です。

議 長
〇〇番 委員
議 長

はい、有難うございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番〇〇です。異議ございません。

はい、2番。これについては、私より。盛土することを急いでいるようです。異議ございません。

議案第3号農地の形状変更願い2件、異議なしとのこととございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員
議 長

異議なし。

はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局からの説明をお願いします。

山田 係長

10ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿・現況共に畑、面積は707 m²、他2筆、合計1,687 m²、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和2年7月9日、価格は500万円です。あっせん委員は〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員です。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長

報告第1号農地等売渡あっせん成立について、あっせんの顛末の報告を私から報告します。〇〇〇さんの息子さんが本年から就農されるということで農地として、彼に譲りたいということであっせんが成立しています。只今の報告について、ご意見・ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長

無いようでございますので、農地等売渡あっせん成立の報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地法施行規制第29条第1項第1号による届出について、事務局からの説明をお願いします。

片井 企画員

11ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は673 m²の内176 m²、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫126 m²、転用面積176 m²です。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長

無いようでございますので、報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。7月の県の農業会議に提出致しました5条申請2件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件はすべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事務局から報告があればお願いします。

山田	係長	農業委員会活動記録簿について説明。 令和2年度の農地パトロール予定（日程）について。
岡内	局長	例年の農業委員・推進委員の講習会は行わないとのことです。
議	長	長時間に亘り慎重にご審議いただきまして有難うございました。